

**産業廃棄物に関する法定外税「(仮称)環境未来税」
の考え方 (最終報告)**

- 環境未来都市の創造に向けて -

平成13年12月

北九州市「税のあり方」研究会

目 次

第 1	（仮称）環境未来税最終報告の趣旨	1
第 2	課税自主権の活用	
1	法定外税のあり方	2
2	検討のポイント	2
第 3	「環境未来都市」の創造	
1	資源循環型都市づくり	2
2	市民とともに進める「環境未来都市」づくり	3
第 4	（仮称）環境未来税	
1	産業廃棄物の現状	
(1)	産業廃棄物行政の役割分担	4
(2)	北九州市における産業廃棄物処理・処分の特色	5
(3)	市内から発生する産業廃棄物の発生量等	5
(4)	北九州市に関する産業廃棄物の広域移動の状況	7
(5)	産業廃棄物の処理業者等	8
(6)	今後の取組み	8
2	（仮称）環境未来税の必要性	8
3	（仮称）環境未来税の仕組み	
(1)	（仮称）環境未来税の性格	9
(2)	納税義務者	9
(3)	課税標準	12
(4)	免税点、自社処分等の取扱い	12
(5)	税率	12
(6)	徴収方法	14
(7)	税収の使途	14
4	福岡県との関係	15
5	今後の取扱い	15

第1 (仮称)環境未来税最終報告の趣旨

北九州市の財政は、財政力指数や自主財源比率等の各種指標が示すとおり財政基盤が脆弱な上、引き続き景気の低迷や減税の実施の影響を受け、一般財源の大宗をなす市税収入額が平成9年度をピークに3年連続の減収になり、平成12年度決算では5年ぶりに1,600億円台を割り込むなど極めて深刻な状況にある。

一方、地方分権の流れの中で、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、地方税の充実確保を図ることが必要とされている。

このような状況を踏まえ、当研究会は、21世紀において北九州市が目指すべき都市ビジョンの実現に取り組めるよう、財政面における自己決定と自己責任の確立を図るとの観点から、北九州市にふさわしい税財政のあり方について検討を行っている。

法定外税に関しては、平成13年3月の中間報告に示したとおり、「産業廃棄物税」「エネルギーの消費に対する税」「市街化調整区域の土地・家屋に対する税」及び「大規模屋外広告物に対する税」を有力な候補として検討を行っている。なかでも「産業廃棄物税」については、「環境未来都市」の創造に向け、公害克服の過程で培われた優れた環境対策技術や産学官民のネットワーク等を最大限活用することにより、市民に快適な環境を確保、維持していくことを目指している北九州市にとって最もふさわしい法定外税として、これまで特に重点的に審議を重ねてきた。

産業廃棄物に関する法定外目的税に係る条例を制定し、既に総務大臣の同意も得ている三重県庁への視察を含め、昨年来15回にわたる議論の積み重ねを、まず、明らかにすることが必要と考え、12月を目途にこの税について一応の結論を出すことを目指してきた。

このような議論の終盤にさしかかっていた11月、福岡県の税制研究会が産業廃棄物に関する法定外目的税として「資源循環促進税(仮称)」の構想を公表した。当研究会としては、これまでの議論の成果を明らかにすることによって、北九州市と福岡県との課税関係は、おのずと整理されるものと考えている。

このようなことを踏まえ、ここに当研究会としての「(仮称)環境未来税」の背景や理念をお示しすることとしたものである。

もとより、税は市民をはじめ市議会関係者の理解があってはじめて成り立つものである。市当局におかれては、この報告を虚心坦懐に受け止め、新税の導入の前提となる諸条件の整備に粛々と取り組まれることを望みたい。

第2 課税自主権の活用

1 法定外税のあり方

各地方公共団体においては、厳しい財政事情を背景として、地方分権推進の観点から行われた課税自主権の活用に関する地方税制度の改正に基づき、法定外税の導入に向けた積極的な検討が行われている。山梨県河口湖町、勝山村及び足和田村の遊漁税（平成13年2月条例案可決）、神奈川県臨時特例企業税（平成13年3月条例案可決）や三重県の産業廃棄物税（平成13年6月条例案可決）など既に総務大臣の同意を得ている団体も少なからずある。

法定外税について積極的に検討を行うことは、地方公共団体の財政基盤の強化や自己決定権の拡大という観点から重要である。

当研究会においては、税の基本原則である「公平、中立、簡素」や納税者負担のあり方にも配慮しつつ、「受益」と「負担」の関係を明らかにすることにより、北九州市の実情に即した法定外税について検討を行うことを基本としている。

2 検討のポイント

北九州市において各種の法定外税を検討するに当たっては、北九州市の財政事情のみならず、市民の意向、まちづくりのビジョン及び産業構造等を十分に勘案し、今後必要とされる行政サービスに対応するものや現に行政からの受益を得ながら負担をしていないものがあれば、これらに対して適正な負担を求めるとの観点が重要である。

第3 「環境未来都市」の創造

1 資源循環型都市づくり

北九州市は、「環境未来都市」の創造に向け、

市民、事業者、行政が一体となったごみの資源化・減量化及びまち美化の推進

良好な生活環境や恵まれた自然環境の保全・整備

地球環境対策及び国際協力の推進

環境にやさしいエネルギー対策の推進

廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進

エコタウン事業を中心とした環境産業の創出・育成

などの施策を総合的かつ積極的に進めている。

なかでも、廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進と、エコタウン事業を中心とした環境産業の創出・育成は相互に補完することによって、

環境未来都市の大きな柱の一つである資源循環型社会の構築に先導的な役割を果たすことから、環境未来都市の創造にとっては、極めて重要であると位置付けられる。

エコタウン事業は、廃棄物の適正処理により環境保全を進めるとともに、各種リサイクル産業や環境・リサイクル新技術の研究施設の集積、環境に配慮した地域共生型産業等の育成を図ることを目的としており、具体的には、次のような事業に取り組んでいる。

福岡大学資源循環・環境制御システム研究所をはじめ、環境・リサイクル新技術の各種研究所が集積する実証研究エリアにおいて、さらなる集積を図るとともに、エコタウン事業を総合的に支援する中核施設として整備したエコタウンセンターにおいても、研究活動支援、資源循環に関する環境学習・人材育成を推進する。

ペットボトルやOA機器、自動車、家電、蛍光灯、医療廃棄物といったリサイクル産業が集積する総合環境コンビナートを中心に、さらなるリサイクル産業の集積を図る。

中小企業やベンチャー企業向けのリサイクル団地の整備を進め、新たなリサイクル事業に取り組もうとする企業の誘致や集団化・高度化を目指す自動車解体業者の移転を促進する。

リユース、リビルド等新たな環境産業創出に向けた取組みを図る。

このような取組みを核に、産学官の連携による技術開発、起業家支援を図るほか、北九州学術・研究都市整備構想との連携を進め、北九州市全体を、我が国を代表する環境産業や実証研究の拠点へ、さらには北九州市の持つ国際港湾機能、素材型産業の集積等との連携のもと、国際的な資源循環拠点へと発展させることが期待されている。

2 市民とともに進める「環境未来都市」づくり

北九州市は、一般ごみ収集の有料指定袋制の導入を契機とする市民の環境問題への意識の高まりを踏まえて、市民、事業者及び行政が一体になったごみの資源化・減量化、まち美化への取組みを着々と進めている。

また、市民のパートナーシップの醸成に向けての活動拠点の整備を進めるとともに、環境教育や啓発、ISO 14001 認証取得企業の支援等のソフト事業にも積極的に取り組んでおり、環境教育・環境交流の総合活動拠点として八幡東区東田地区に「環境ミュージアム」を整備している。

その他、次のような市民との協力による取組みを推進している。

環境パートナーシップの推進

地球環境問題や都市・生活型公害など今日の環境問題の解決に向け、環境保全活動に取り組む環境パートナーシップを推進するため、市民、

事業者及び行政による協働体制を強化する。

市民環境学習の推進

環境問題に対する市民一人ひとりの理解と認識を深め、環境保全活動への参加を促進するため、環境学習拠点を整備するなど環境学習を総合的、効果的に推進する。

学校における環境教育の推進

環境問題やエネルギー問題について児童生徒の理解を深め、よりよい環境の創造や保全のために主体的に行動する態度や能力の育成を目指し、教育活動全体を通じて環境教育を推進する。

まち美化の推進

「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例（まち美化条例）」に基づき、ポイ捨てのない清潔なまちづくりを推進する。

また、市民のまち美化に対する意識の高揚を図るため、「市民いっせいまち美化の日（10月の第一日曜日）」を中心とする「清潔なまちづくり週間」において各種まち美化行事を実施するなど快適な環境づくりを進める。

第4 （仮称）環境未来税

1 産業廃棄物の現状

(1) 産業廃棄物行政の役割分担

産業廃棄物に関する行政については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、産業廃棄物処理業者への許可、立入検査、報告徴収、行政処分等の事務は、保健所設置市（福岡県内においては、北九州市、福岡市及び大牟田市）がそれぞれの市域内を管轄し、保健所設置市の区域を除く残余の地域を福岡県が管轄するという明確な役割分担のもとに実施するものとされている。また、産業廃棄物の処理に係る住民とのトラブルや市外からの搬入等の問題に対応するため、市独自の「北九州市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱」や「北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱」などを整備し、事前審査による指導を行うとともに、パトロールや立入検査を強化し、問題解決を図っている。

このように、産業廃棄物に関する行政については、保健所設置市である北九州市が完結的に実施しており、環境関係の福岡県条例のうち、重要なもの、例えば、「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」や「福岡県公害防止条例」は、北九州市には適用されていない。

(2) 北九州市における産業廃棄物処理・処分の特色

北九州市が、工業都市として発展する過程で、企業の中には発生する産業廃棄物を処理するため、早くから自社処分場等を整備してきたところもあった。

市においても、人口増加や産業の発展に伴う一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分先を安定的に確保するため、公共関与による埋立処分場を若松区に整備した。

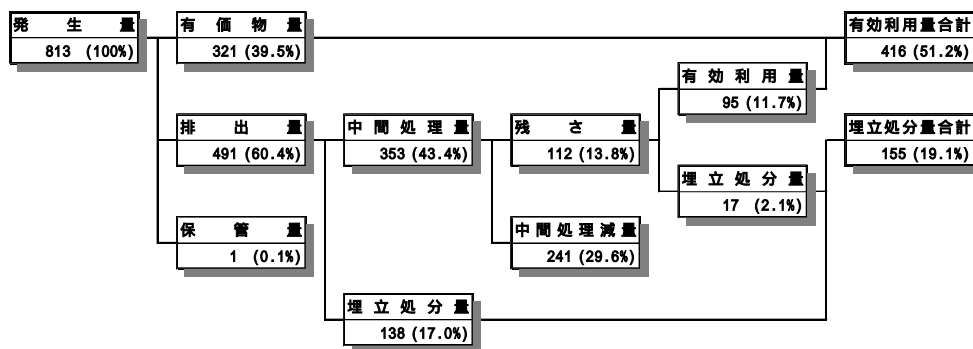
民間や公共関与による産業廃棄物の埋立処分場が安定的に確保されたことによって、中間処理業者がさらに増加し、処理技術の蓄積や処理・処分料金の低廉さ等もあいまって、市外からの産業廃棄物の搬入増加にもつながっている。

これは、全国的にも極めてめずらしく、これから将来にわたって静脈産業の発展を図っていくに際して、北九州市が有する優れた与件ということができる。

(3) 市内から発生する産業廃棄物の発生量等

北九州市における産業廃棄物の発生から埋立処分までの処理行程は、次のとおりである。

平成 11 年度 産業廃棄物処理フロー（推計値）



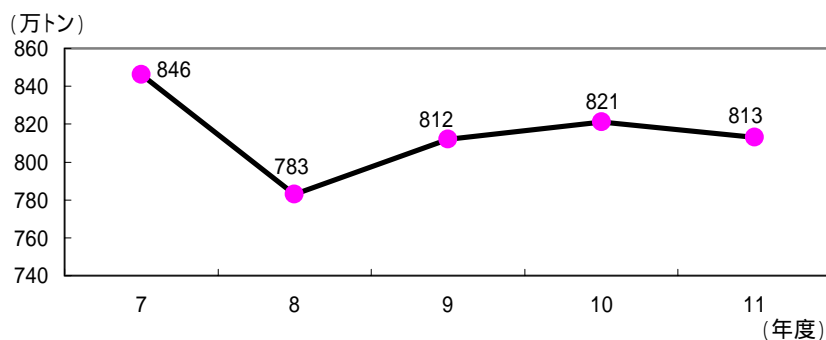
単位：万トン
（ ）内は発生量に対する割合

発生量等

市内から発生した産業廃棄物の量は、平成 11 年度推計では 813 万トンで、多少の変動はあるものの最近の 5 年間は毎年 800 万トン前後で推移している。

発生した産業廃棄物の処理量の内訳は、有効利用された量が 416 万トン（51.2%）、埋立処分された量が 155 万トン（19.1%）、残る 241 万トン（29.6%）がリサイクル産業を含む中間処理により減量された量である。

市内発生量の推移(推計値)



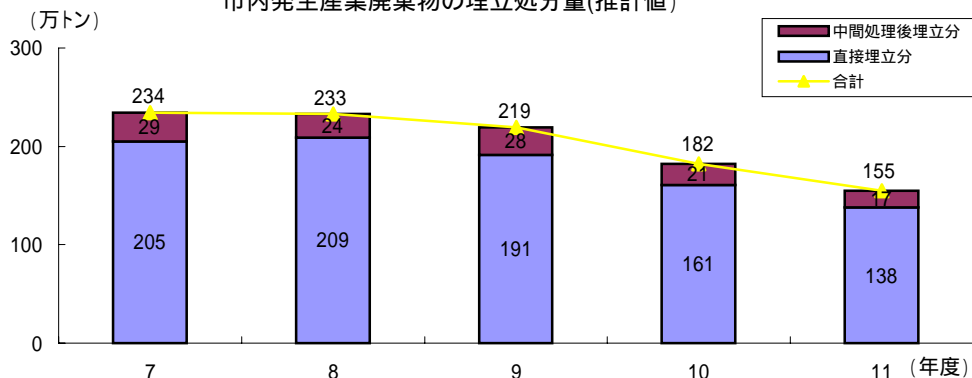
中間処理量

市内から発生した産業廃棄物の中で、安定化や減量化などの中間処理を行った量は、合計で 353 万トンあり、そのうち、中間処理による減量が 241 万トンで、残さ物は 112 万トンである。残さ物はさらに、有効利用されるものと、埋立処分されるものとに分かれる。

埋立処分量

市内から発生した産業廃棄物の中には、直接、埋立処分場へ搬入されるものと、中間処理を経て搬入されるものがあり、それぞれの量は 138 万トンと 17 万トンである。

市内発生産業廃棄物の埋立処分量(推計値)

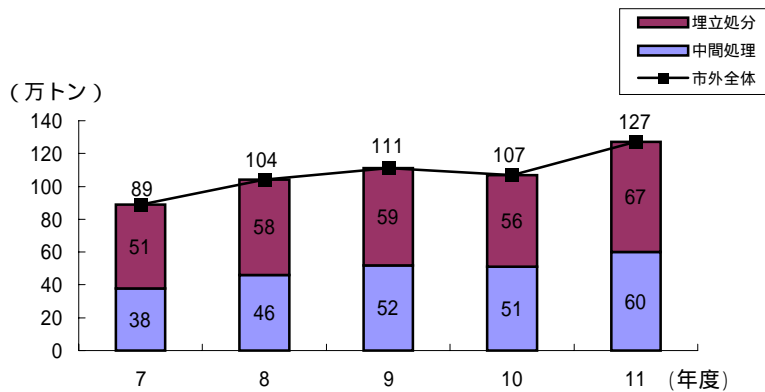


(4) 北九州市に関する産業廃棄物の広域移動の状況

市内で発生する産業廃棄物のほか、市外から搬入される産業廃棄物も、市内の中間処理業者及び埋立処分業者へ持ち込まれ、処理及び処分される。

市外から搬入された産業廃棄物の総量は、平成 11 年度実績で 127 万トン（うち県内市外分 30 万トン、23.6%）であり、そのうち、中間処理で処理された量が 60 万トン（うち県内市外分 19 万トン、31.7%）、埋立処分された量が 67 万トン（うち県内市外分 10 万トン、14.9%）となっている。

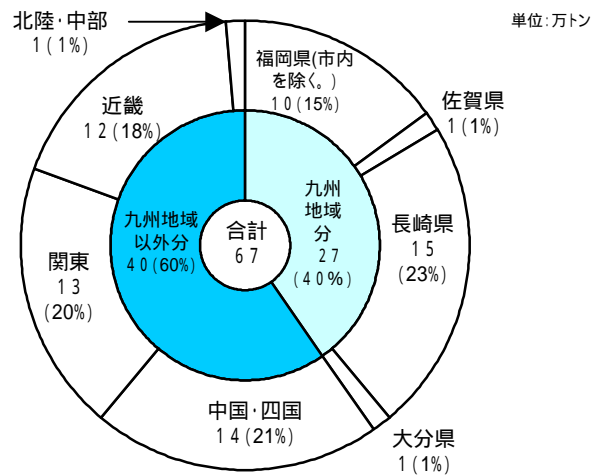
市外からの産業廃棄物の搬入(実績値)



なお、市内から市外へ搬出された量は、遮断型埋立、再生利用されるものなどで約 6 千トンである。

このように、北九州市は、市外からの産業廃棄物を大量に受け入れ、市外には比較的少量の産業廃棄物を搬出しているという構造にある。

市外から搬入された産業廃棄物の埋立処分量(平成11年度実績値)



(5) 産業廃棄物の処理業者等

中間処理業者

中間処理とは、中和、乾燥、焼却、破碎等の処理を行うことにより、産業廃棄物を安定化、無害化、減量化、資源化することをいう。北九州市長の許可を有する中間処理業者は、平成 13 年 11 月末現在 137 社である。

最終処分業者等

北九州市において、産業廃棄物を最終的に処分する埋立処分場として使用するために最終処分業の許可を有している業者数は、平成 13 年 11 月末現在 8 社である。

このうち、4 社は若松区響灘地区に海面埋立ての処分場を、他の 4 社は門司区に陸上埋立ての処分場を有している。

このほか、門司区及び小倉北区に自社処分用として小規模の処分場を有する企業がそれぞれ 1 社ある。

(6) 今後の取組み

北九州市における産業廃棄物の発生量は、多少の変動はあるものの依然として 800 万トン前後を推移している。将来的にも埋立地を持続可能な資源として活用していくことを考えると、産業廃棄物の発生の抑制やリサイクルの促進など減量化へ向けた仕組み作りを強化し、早急に押し進めていくことが肝要である。これとともに、再資源化・リサイクル技術の研究開発なども重要であり、ソフト及びハードの両面の施策を相互に連携させて実施していくことが必要である。

また、不法投棄の防止や環境負荷の削減については、これまでも環境パトロール等により成果を上げてきたが、引き続きこれを強化していく必要がある。

さらに、環境技術についての情報収集や既存埋立地の再活用を含めた跡地利用等についても、今後、検討していく必要がある。

2 (仮称)環境未来税の必要性

- (1) 北九州市は、「環境未来都市」づくりを目指すため、これまで一般ごみの分別収集、ごみ発電及びエコタウン事業などの取組みを推進し、一定の成果を上げてきた。しかしながら、今後、資源循環型社会の構築を図るためには、最終処分場の安定的確保やリサイクル・資源化技術の研究など、より高度で広範囲かつ長期にわたる、廃棄物と正面から向き合った各種環境施策に取り組まなければならない。これらの施策を実施して

いくには持続的で安定的な財源を確保する必要がある。

- (2) 産業廃棄物は、企業活動に伴い必然的に発生するものであり、リサイクルや焼却などの中間処理を行ったとしても、残さの処分は必ず必要となる。このことからすれば、最終処分場はいわば静脈産業発展の基盤であり、最終処分場が市内に確保されることは、今後の北九州市の企業活動の円滑な発展にとって不可欠である。

このような将来世代を含む市民共通の資源ともいうべき最終処分場を活用する受益に対して広く負担を求めることが必要である。

- (3) 経済財政諮問会議の「循環型経済社会に関する専門調査会（会長・小宮山宏東大教授）」の平成 13 年 11 月の中間報告においても示されているとおり、持続的な経済成長を目指すには資源の再利用などが重要であり、廃棄物埋立処分量（2050 年度までに 1996 年度の処分量の 10 分の 1 に削減することを目標としている。）の減量化は、我が国にとって避けられない重大な課題である。「（仮称）環境未来税」の導入によって、企業活動を埋立処分量の減量化・リサイクル化（資源循環型社会の構築）へ誘導することも期待できる。
- (4) 北九州市外の最終処分場より低廉な処分料金を設定している市内の最終処分場は、他県や他都市に比べて比較優位にあり、市内の最終処分場における産業廃棄物の埋立てには担税力が認められる。

3 （仮称）環境未来税の仕組み

- (1) （仮称）環境未来税の性格

（仮称）環境未来税は、資源循環型社会の構築により、「環境未来都市」を建設するために必要な環境施策を積極的に推進するための持続的で安定的な財源の確保を目的とする法定外目的税である。

- (2) 納税義務者

市長が許可した産業廃棄物の最終処分業者及び市内の自社処分企業（以下、「最終処分業者等」という。）とする。

【最終処分業者等を納税義務者とする考え方】

最終処分業者等が将来世代を含む市民共通の財産ともいうべき海面等を埋め立てることにより産業廃棄物に起因する利益を得ていることに対する応益的な課税として構成する。

最終処分場における埋立てのみに課税することによって、リサイクル施設等中間処理施設への搬入量の増加を促進するため、中間処理業の育成が期待できる。例えば、企業が排出した時点で1,500トンあった産業廃棄物であっても、リサイクルをはじめとする中間処理によって最終処分量が300トンに減ったとすれば、この300トンが課税対象となる。これによって、リサイクル産業等を活性化させることができるとともに、企業努力によって税負担を減少させることができるというメリットがある。

産業廃棄物に対する課税については、「川上」の排出事業者を納税義務者とするより、「川下」の最終処分業者等を納税義務者とする方が受益と負担の関係が明確になり、課税客体の把握の容易性や税の簡素化の観点からも合理的である。また、最終処分業者等に係る許可を市長が行っており、これに対する監督をする責務があることから、責任ある対応をとりやすい。

法定外目的税は、全国の地方公共団体が任意に課税を行うことになるため、地方公共団体間の課税権の衝突が起こることが想定される。産業廃棄物に関する法定外目的税について、このような衝突が起こらないようにするためには、市外の排出事業者に対して直接課税するよりも、北九州市とより関連の強い市内最終処分業者等に対して課税することとする方が理解を得られやすい。

また、リサイクル産業をはじめとする静脈産業を発展させようとする北九州市にとっては、確保された最終処分場を資源として、市外からの産業廃棄物を受け入れていくことが前提となる。このためには、市外からの産業廃棄物の流入を特に阻止する意図がないことを明らかにする必要がある。

したがって、市外の排出事業者に直接課税することは避けるべきである。

【排出事業者を納税義務者としなかった理由】

産業廃棄物を対象とした法定外目的税の納税義務者は、産業廃棄物の排出事業者と産業廃棄物の処分業者の大きく2通りが考えられる。

当研究会としては、前述の考え方に基づき、最終処分業者等を納税義務者とすることが適当であると判断した。ここで、排出事業者を納税義務者としなかった理由について付言する。

産業廃棄物の排出事業者を納税義務者とすることは、いわゆる環境

税の論議において、汚染者負担の原則（PPP）に適合しやすいものとされている。しかしながら、法定外目的税としてすべての排出事業者を納税義務者とする場合、地方公共団体が課税主体となることを考慮すれば、各団体の課税権の及ぶ範囲（地域的効力）に限界があることや課税技術上の問題（納税義務者の捕捉）があるため、現実的な対応としては、一部の排出事業者のみを納税義務者とせざるを得ないということになる。

仮に、捕捉の容易性の観点から、例えば年間1,000トン以上の産業廃棄物を排出する北九州市に所在する多量排出事業者を納税義務者とする場合について考察する。

まず、一部の多量排出事業者のみが納税義務者になるという点で、税の基本原則である公平性に反するのではないかという懸念が生じる。北九州市は、21世紀においても日本をリードする「ものづくりのまち」であり続けなければならない。当研究会としては、製造業を主体とする北九州市の固有の産業構造を考えた場合、この点を特に重視すべきだと考えている。

さらに、北九州市の区域内に事務所又は事業所のない企業が排出した産業廃棄物を当該区域内へ持ち込んだ場合、これを課税対象としようとするならば、北九州市以外の地方公共団体の課税権も同様に尊重するためには、逆に、北九州市の区域内に事務所又は事業所のある企業が産業廃棄物を当該区域外へ持ち出す場合には、これを課税対象外とせざるを得なくなる。しかしながら、排出段階で課税するに当たってできる限りの公平を確保しようとするならば、北九州市内におけるすべての多量排出事業者に課税することが望ましい。この点において、整合性が貫徹できないというらみがある。

最後に、北九州市において多量排出事業者を特に選別して納税義務者とすることに合理性があるかという問題がある。これは、結果的に、産業廃棄物の多量排出をある意味で「悪いこと」と捉え、「悪いこと」をした者に対して懲罰的に課税することになってしまうのではないか。そうであるとすれば、これは、本質的には課徴金に区分されるべきものであって、伝統的な税の考え方にはなじまないものではないだろうか。「ものづくりのまち」北九州市における多量排出事業者は、「環境未来都市」北九州市をともに支える重要な構成員である。多量排出事業者を「悪いこと」をしているものと捉えられかねない構成を少なくとも北九州市においては、とるべきではない。

以上のとおり、当研究会としては、北九州市が産業廃棄物の排出事業者を納税義務者とする点については、税の本質論と公平性の点で

懸念が生じうると考え、採用しないこととしたものである。

なお、当研究会が視察した三重県の産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出事業者を納税義務者としている。三重県の場合、平成 12 年 3 月現在で県内の管理型最終処分場の残余年数が 2 年 6 月であることや近隣の県をはじめ他県からの産業廃棄物が流入過多（平成 10 年度 45 万トン）の状況にあることに加え、産業廃棄物処分業者の大半が中小の事業者であるという北九州市とは異なった固有の事情がある。また、三重県が公共関与型の産業廃棄物処分場の整備に取り組んでおられるという事情もある。これらの点において、三重県の産業廃棄物税は、県民をはじめ県議会や関係者の理解を得たものと考えられる。

当研究会は、それぞれの地方公共団体において、各団体の固有の事情に基づき、法定外目的税として産業廃棄物に関する排出事業者を納税義務者とする選択はあり得るものと考えていることを付言する。

(3) 課税標準

最終処分業者等が市内の埋立処分場で処分する産業廃棄物の埋立量とする。

(4) 免税点、自社処分等の取扱い

免税点を設けることや自社処分等に対して軽減税率を適用することなど税の軽減措置等の特例を設けることについては、税の基本原則である税負担の公平性や税の簡素化の阻害要因となることから、また、産業廃棄物の減量化・リサイクル化の促進に反するとの観点から特に設定しないことが適当である。

(5) 税率

1,000 円/ト (税込見込み 約 20 億円/年、平成 11 年度実績による試算) を軸に定めることが適当である。

税率の設定に当たっては、市外からの産業廃棄物の持込みを排除する税ではないこと、企業活動を支える最終処分業者等の経営を圧迫しないこと、市外の最終処分場における処分料金と北九州市の処分料金との比較、税収を充当する事業との関連、産業廃棄物の減量化・リサイクル化へのインセンティブが働くことなどを総合的に勘案し、決定することが必要である。

北九州市における公共関与の海面埋立管理型処分場の処分料金（平均処分料金 3,800 円/ト）は全国的に見ても低廉（約 53%）であることを基本に、廃棄物処理に係る財政需要（平成 13 年度当初予算一般財源

ベース 約 169 億円) や産業廃棄物の中間処理施設への誘導(減量化・リサイクル化の推進)等を勘案し、税率は北九州市の平均処分料金と全国の主要な公共関与の海面埋立管理型処分場の平均処分料金(7,100 円/ト)との差額(3,300 円/ト)のおおよそ 3 分の 1(市内の最終処分場の比較優位性の維持を考慮)に当たる 1,000 円/トを軸に定めることが適当である。

なお、(仮称)環境未来税の税率を 1,000 円/トとした場合、処分料金の優位性は維持されるため、課税による産業廃棄物の市外への流出が新たに生じることは考えにくい。また、既に産業廃棄物税の条例を制定し、総務大臣の同意も得た三重県や現在産業廃棄物に関する法定外税の検討を行っている他の地方公共団体においても、産業廃棄物に関する法定外税の最終処分段階に係る税率は 1,000 円/トとされている。

公共関与の海面埋立管理型処分場の処分料金

(単位: 円/トン)

種類 地域	がれき類	汚 泥	鉱 さい	平 均
関東地域A社	13,000	15,500	15,500	14,667
中部地域B社	5,145	6,930	6,930	6,335
近畿地域C社	3,360	4,410	4,200	3,990
中国地域D社	5,670	8,925	5,670	6,755
北九州市E社	2,800	4,700	3,900	3,800
平 均	5,995	8,093	7,240	7,109

(北九州市環境局調)

九州地域の公共関与の海面埋立管理型処分場は、北九州市のみに所在している。

北九州市における処分料金の優位性

平均処分料金 7,109円	北九州市の 優位性	
		環境未来税
		平均処分料金 3,800円

3,309円

全 国

北九州市

(6) 徴収方法
納税義務者の申告による納付とする。

(7) 税収の使途

- 「環境未来都市」の創造 -

廃棄物の処理と市民にとって快適な環境を両立させた 21 世紀型のまちづくり

- ・ 産業廃棄物の適正処理情報の提供
- ・ 最終処分場等における環境負荷低減施設設置への支援
- ・ 不法投棄対策への取組み
- ・ 産業廃棄物による新たな環境負荷の低減対策への支援
- ・ 廃棄物処理施設の適切な整備
- ・ 産業廃棄物処理施設周辺地域の整備
- ・ 発生抑制設備の設置やリサイクル事業への支援

- リサイクル・資源化技術に対する研究開発等の支援
- ・ 廃棄物リサイクル及び資源化技術研究開発の支援
- ・ 廃棄物の発生抑制やリサイクル・資源化技術研究開発のための拠点整備
- ・ 資源循環型社会構築に向けた社会システムの研究への支援
- ・ 資源循環型社会構築へ向けての人材育成
- 資源循環型産業を基軸とした新環境産業の創造
- ・ 産業廃棄物のネットワークを通じた循環型地区整備
- ・ 先駆的リサイクル技術等を活用した事業化への支援
- ・ 資源循環に貢献する新たな環境産業立地への支援

4 福岡県との関係

平成 13 年 11 月に公表された福岡県の「資源循環促進税（仮称）」は、当研究会が検討を行っている「（仮称）環境未来税」と同様に産業廃棄物の最終処分場への搬入を課税対象としていることから、福岡県と北九州市による二重課税の問題が生じることが懸念される。

同一の課税対象に対し、複数の課税団体が法定外税を課税することとなる場合、課税対象と提供される行政サービスとの関係を中心にそのあり方を検討することが必要である。これを踏まえた上で、「市でできることはまず市が責任をもって実施し、市でできないことを県が、県でもできないことを国が行う」という地方分権の考え方からすれば、3 月の中間報告でも示したとおり、基本的には基礎的地方公共団体である政令指定都市北九州市が優先されるべきものと考えている。

産業廃棄物に関する行政については、福岡県の場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、4 つの行政主体（福岡県、北九州市、福岡市及び大牟田市）が存在し、それぞれの行政主体が責任を持って管轄区域における事務・事業を実施している。また、福岡県内の最終処分場で処分される産業廃棄物の約 3 分の 2 が、北九州市内で処分されているという実態もある。そうであれば、産業廃棄物を対象とした法定外税についても、当然のことながら、それぞれの行政主体の責任において導入の是非や税の仕組みを判断すべきものであり、他の行政主体の管轄区域における課税は、当該行政主体の課税自主権を尊重し、抑制されるべきものとする。

したがって、福岡県は、北九州市内における産業廃棄物の処理に係る排出に対しては課税しないことが必要である。

なお、「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」や「福岡県公害防止条例」のように環境に関する重要な福岡

県条例の適用が北九州市について除外されている例は既に存在している。

5 今後の取扱い

法定外税の導入により、新たに市民や企業の負担の増加を求める場合には、その理解と納得が得られるよう、行政としては、十分な説明責任を果たすことが求められる。

法定外目的税である「(仮称)環境未来税」については、導入の必要性や税収の使途を明らかにし、市民や市議会の意向を踏まえつつ、産業廃棄物の最終処分業者等をはじめ、排出事業者や関係団体に十分説明を行うなど円滑な導入に向け、関係者との適切な調整を図っていくことが必要である。